

電気通信紛争処理委員会（第149回）議事録

1 日時

平成27年3月20日(金) 午前10時から午前11時50分

2 場所

共用10階会議室（総務省10階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦
（以上5名）

(2) 特別委員

荒井 耕、小塚 莊一郎、加藤 寧、近藤 夏、白井 宏、若林 亜理砂、若林 和子
（以上7名）

(3) 事務局

濱西 隆男 事務局長、清水 智之 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官、
梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官、
山内 真由美 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 平成26年度年次報告（案）について【公開】

事務局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(2) あっせん申請の受理及び取扱いについて【非公開】

事務局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) あっせん事案のケーススタディ【非公開】

事務局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

※ 議題(2)および(3)については、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会【非公開】>

【中山委員長】 ただ今から第149回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名のご出席をいただいております。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議題1については公開といたします。議題2及び3につきましては、事業者間交渉の情報などを含むため、当事者又は第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条1項により議事録及び資料は非公開といたします。

<議題（1）平成26年度年次報告（案）について【公開】>

それでは、議題1の平成26年度年次報告（案）につきまして、審議を行いたいと思います。

当委員会は、電気通信紛争処理委員会令第14条の規定により、年度の終了後、当該年度の活動状況について、総務大臣にご報告することとなっております。本日は、その報告案について審議いたします。それでは、事務局の清水参事官から説明をお願いします。

【清水参事官】 はい。それでは、平成26年度の年次報告（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

ただ今、委員長からお話がございましたように、この報告は委員会令に基づきまして、毎年度、その年度終了後に委員会の活動状況を総務大臣に報告するというものでございます。資料といたしましては、149-1と149-2の2点ございますので、これに基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず資料149-1をご覧くださいと思います。2枚おめくりいただきまして、目次をご覧くださいと思います。本報告の本編は3部構成で、第I部は委員会の運営状況、第II部は紛争処理の状況、第III部は委員会のその他の活動状況等となっております。それから、資料編といたしまして、ここに記載の資料を付けてございます。基本的な構成は、例年と同様となっております。

それでは、本編の説明に入らせていただきます。1ページ目でございます。第I部委員会

の運営状況の第1章ということで、委員及び特別委員の任命状況でございます。基本的に本年度は5名の委員、それから8名の特別委員に異動はございませんでしたので、現在、任命をさせていただいている委員の方々の氏名、役職、それから任命日を記載してございます。

次に、3ページ目は、第2章ということで、委員会の開催状況でございます。本年度は、今回も含めまして9回の委員会を開催いたしました。この表にございます議題についてご審議いただいたことを記述いたしております。

次に、5ページ目を見ていただければと思います。ここから第Ⅱ部に入ります。第1章は紛争処理の概況でございます。委員会の機能を書いた後、あっせん・仲裁の処理件数を書いてございます。本年度のあっせんについては4件の申請がありまして、そのうちあっせんにより解決した事案が3件、それから現在処理中の事案が1件となっております。現在処理中の事案については、後ほど別の議題でまたご説明をさせていただきます。それから、仲裁の申請はございませんでした。

次、6ページ目でございますけれども、審議・答申、それから勧告についても本年度は行いませんでした。

次の事業者相談窓口における相談でございますけれども、ここにつきましては、本年度、これまで24件の相談を受け付けてございます。それぞれの相談について、内容ごとの受付件数及び相談対応の結果を記述してございます。相談対応結果につきましては、昨年度までは記載しておりませんでしたけれども、相談を受けた結果がどのようになっているかというのを分かるようにするために、本年度から入れてございます。相談を通じまして解決に至ったもの、それから事業者間協議が進展したものもございまして、紛争の未然防止に一定の貢献をしたものというふうに考えております。なお、相談件数につきましては、昨年度は10件でございましたので、本年度、2倍以上の受付件数ということになってございます。

次のページ、第2章あっせん終了事案の概要でございますけれども、7ページ目から12ページ目まででございます。これは本年度、処理を行い、終了となりました、地上基幹放送の再放送の同意に関する3件の事案につきまして、経過、それから当事者の主張、あっせん案を記載しております。なお、3件とも当事者の名前を、現段階では伏せてございますが、4月までには視聴者に対する周知をそれぞれ開始するという事となっておりますので、最終版では当事者名を記載した内容に差し替えることを予定しております。

13ページ、第Ⅲ部に入ります。第1章では、政策担当部局からのヒアリング等ということで、この1年間に実施しました政策担当部局、事業者、事業者団体からのヒアリングの状

況並びに施設視察について記述をしております。31ページまでございます。基本的に公開で実施したものについては内容を記述いたしております。非公開で実施したものについては、実施したことのみを記述しております。32ページ目をご覧いただきたいと思います。第2章でございますけれども、第143回委員会において、事務局から説明させていただきました、諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究報告の概要を記述しております。これについては、資料4にも、委員会で配布した資料を添付してございます。

次に36ページでございますが、第3章では、周知広報、利便性向上のための取組ということで、まず周知活動といたしましては、1の(1)にございますけれども、全国6都市、昨年は4都市でございましたけれども、で行った事業者等を対象とする講演会の場で、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員から説明を行ったことを記述しております。

次のページ、37ページの(2)でございますけれども、事業者団体を通じた周知活動ということで、関係する4団体をお願いいたしまして、委員会について記述したチラシ、これは資料編に資料5として付けてございますが、を関係事業者に配布したことを記述しております。これは委員長からのご指示も踏まえて、新たに本年度実施したものでございます。

それから、2のウェブサイトへの参考資料の掲載につきましては、委員会のウェブサイトを充実していこうということで、資料6に付けておりますけれども、電気通信の動向に関する参考資料を新たに掲載したことを記述しております。

次に38ページをご覧いただきたいと思います。第4章でございます。本編の最後でございますが、ここには委員会に関係する制度改正を記述しております。これらは145回の委員会で担当部局から説明を受けたものでございますが、電気通信事業法の改正により委員会への諮問事項が追加されることなどを記載しております。

本編についてのご説明は以上でございまして、1枚おめくりいただくと、資料編に入ります。これらにつきましては、基本的に昨年度と同様でございますが、資料4と5は本年度、新たに追加したものとなっております。基本的には、昨年度の資料、データ等を現行化したという形になってございます。

続きまして、149-2をご覧いただけますでしょうか。これは報告書の概要版ということでございます。これも昨年度までは作成しておりませんでした。報告書が一定のボリュームになりますので、ポイントをより分かりやすくお伝えするという目的で、今年度、新たに作成したものでございます。大臣へのご報告の際に参考としてお持ちするということのほ

か、委員会ウェブサイトにも掲載いたしたいというふうに考えております。

中身につきましては、先ほどの報告書の構成と基本的には合わせてございますが、これも委員長のご指示でございまして、なるべくグラフを使って、ビジュアル面で少し工夫をするようにというお話がございましたので、ちょっとグラフ等を入れて、見ていただけるように、理解いただけるようにしておるつもりでございますが、ご意見をいただければと思います。

資料の説明は、以上でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、本日、ご審議をいただくとともに、今日見ていただいて、すぐにご意見をということもございますので、4月3日までに、特にお気付きの点がございましたら、電子メールで事務局までお申し出をいただければというふうに思っております。それらの意見を踏まえて修正を行った後、4月下旬を目途に、委員による持ち回りの審議を行っていただきまして、最終的にご決定いただくことで考えております。

ちょっと駆け足になって恐縮でございましたが、以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。ただ今の清水参事官のご説明に関しまして、ご質問、あるいはご意見でも結構ですが、ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

特段の質問、意見がないようなので、質疑を終了します。今、参事官から説明がありましたとおり、追加のご意見等がございましたら、4月3日までに電子メール等で事務局宛てにご提出いただければと思います。追加のご意見を踏まえ、4月下旬に委員による持ち回り審議を行い、年次報告を決定の上、総務大臣に報告したいと存じます。よろしゅうございますね。

それでは、以上で公開の議題は終了となります。

＜議題（2）あっせん申請の受理及び取扱いについて【非公開】＞

※ この部分については、非公開にて開催した。

＜議題（3）あっせん事案のケーススタディ【非公開】＞

※ この部分については、非公開にて開催した。

＜閉会【非公開】＞

※ この部分については、非公開にて開催した。